

運 営 規 程

アイビーメディカル株式会社

介護付有料老人ホーム 長田すみれビレッジ

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護（短期利用）

介護予防特定施設入居者生活介護

運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、兵庫県指定特定施設入所者生活介護事業所・兵庫県指定特定施設入居者生活介護（短期利用）事業所及び兵庫県指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（事業者の施設名）が特定施設入所者生活介護事業・兵庫県指定特定施設入居者生活介護（短期利用）事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の運営を行うに当たって、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条（運営の方針）

- 1 本事業所は、介護保険等による要介護及び要支援認定等を受けた利用者に対して、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・入院・退院・通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
- 2 本事業所が提供する特定施設入所者生活介護・特定施設入居者生活介護（短期利用）及び介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画・特定施設（短期利用）サービス計画書及び介護予防特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

第3条（事業所の名称、所在地）

事業所の名称 長田すみれビレッジ
事業所の所在地 神戸市長田区房王寺町2丁目3-25

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容

施設長	1名
生活相談員	1名
計画作成担当者	1名
看護職員兼機能訓練指導員	9名

介護職員	37名
栄養士	1名
事務員	2名

第5条（入所定員及び居室数）

入所定員は77名、居室数は72室とします。

第6条（特定施設入所者生活介護・特定施設入居者生活介護（短期利用）及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

特定施設入所者生活介護・特定施設入居者生活介護（短期利用）及び介護予防特定施設入居者生活介護の「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は添付の「介護サービス一覧表」に示します。

第7条（利用料及びその他の費用の額）

施設の利用及び介護サービス利用に関する利用料及びその他利用者が負担する費用の額は「重要事項説明書」の「利用料」に示します。

第8条（施設の利用に当たっての留意事項）

施設の利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程に従って対応いただきます。

第9条（緊急時等における対応）

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。

第10条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、施設は「非常災害対策計画」又は、「消防計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。利用者の方も参加して実施します。

3 スプリンクラー・自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第11条（虐待防止のための措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

第12条（身体拘束等を行う際の手続き）

切迫性、非代替性、一時性この3つの要件のすべてを確認し、判断は個人では行わず、施設全体としての判断が行われるように、身体拘束委員会を臨時開催し、身体拘束禁止委員会で判断します。なお身体拘束を必要とする場合においては、実施終了日前に入居者・家族様等に対してあらためて説明・確認した上で実施することとします。

第 13 条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、本事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規程に定める事項の他に、特定施設入所者生活介護サービス・特定施設入居者生活介護（短期利用）サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たるものとします。
- 3 個人情報の保護及び秘密保持について、本事業所に勤務する従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た個人情報及び秘密を、第三者に漏らさないことはもちろんのこと、退職後においても決して漏らさないことを誓約すると共に、万一、本規程に違反し故意または重大な過失により当施設利用者及びその家族に損害を与えた場合は、一切の賠償責任を負うこととします。
- 4 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。
- 5 本事業所は、利用者に対する特定施設入所者生活介護サービス・特定施設入居者生活介護（短期利用）サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日より 5 年間保存します。

付則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。